

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

矢板市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県矢板市長

公表日

令和6年12月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①資格記録管理業務 申請書や届出書に関する確認を行うとともに、住民基本台帳及び申請・届出内容に基づき資格にかかる記録管理を行う。 ②保険料納付記録管理業務 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会を行い、あわせて保険料にかかる賦課及び特別徴収・納付にかかる記録管理を行う。 ③受給者・給付実績管理業務 介護保険にかかる給付の支給や自己負担額の決定、他の法令による給付サービスとの調整を行い、あわせて実績管理を行う。 ④保険者事務共同管理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ⑤窓口及び郵送、サービス検索・電子申請機能による申請及び届出等の受領、サービス検索・電子申請機能で受領した申請データの申請管理システムを経由しての取り込み ⑥郵送やマイナポータルのお知らせ機能による通知
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

介護資格ファイル
介護保険料賦課ファイル
介護受給者台帳ファイル
介護給付実績ファイル
介護特別徴収対象者情報ファイル
宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1号 別表の第100項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第131、132項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表の第2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、81、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢対策課、税務課
②所属長の役職名	高齢対策課長、税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	矢板市総務課行政担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	矢板市総務課行政担当 0287-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の申請時のマイナンバー取得の原則化について、本人確認の手段、住基ネット照会について、住基ネット照会において複数の者が該当した際の本人を特定する方法等の留意事項等を遵守している。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	保護管理者(保護責任者に相当)への研修、事務取扱者への研修(サイバーセキュリティの確保に関する事項を含む)、特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修等の教育研修を行い、また未受講者に対するフォローアップを実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月1日	I－1－②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①資格記録管理業務 申請書や届出書に関する確認を行うとともに、住民基本台帳及び申請・届出内容に基づき資格にかかる記録管理を行う。 ②保険料納付記録管理業務 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会を行い、あわせて保険料にかかる賦課及び特別徴収・納付にかかる記録管理を行う。 ③受給者・給付実績管理業務 介護保険にかかる給付の支給や自己負担額の決定、他の法令による給付サービスとの調整を行い、あわせて実績管理を行う。 ④保険者事務共同管理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。	事前	
平成29年3月1日	I－1－③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 伝送通信ソフト	事前	
平成31年2月4日	新様式への変更			事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月4日	I－1－③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 伝送通信ソフト	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト	事後	
平成31年2月4日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第68項	番号法第9条第1項、別表第一の第68項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第50条	事後	
平成31年2月4日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第93、94項 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、94、95、97、106、109、110、117の項	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 ※別表第二の第30、46、83、90、95項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月30日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 ※別表第二の第30、46、83、90、95項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 ※別表第二の第30、46、83、90、95、117項に係る主務省令は未公布	事後	
令和3年2月4日	I－1－③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月4日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 ※別表第二の第30、46、83、90、95、117項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の3 ※別表第二の第30、46、83、90、95項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月3日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号、別表第二の第1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条、第59条の2の3 ※別表第二の第30、46、83、90、95項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第47条、第55条、第59条の2の3 ※別表第二の第30、46、83、95項に係る主務省令は未公布	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I-1-②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①資格記録管理業務 申請書や届出書に関する確認を行うとともに、住民基本台帳及び申請・届出内容に基づき資格にかかる記録管理を行う。 ②保険料納付記録管理業務 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会を行い、あわせて保険料にかかる賦課及び特別徴収・納付にかかる記録管理を行う。 ③受給者・給付実績管理業務 介護保険にかかる給付の支給や自己負担額の決定、他の法令による給付サービスとの調整を行い、あわせて実績管理を行う。 ④保険者事務共同管理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①資格記録管理業務 申請書や届出書に関する確認を行うとともに、住民基本台帳及び申請・届出内容に基づき資格にかかる記録管理を行う。 ②保険料納付記録管理業務 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会を行い、あわせて保険料にかかる賦課及び特別徴収・納付にかかる記録管理を行う。 ③受給者・給付実績管理業務 介護保険にかかる給付の支給や自己負担額の決定、他の法令による給付サービスとの調整を行い、あわせて実績管理を行う。 ④保険者事務共同管理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ⑤窓口及び郵送、サービス検索・電子申請機能による申請及び届出等の受領 ⑥郵送やマイナポータルのお知らせ機能による通知	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月25日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第47条、第55条、第59条の2の3 ※別表第二の第30、46、83、95項に係る主務省令は未公布	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条、第59条の2の3 ※別表第二の第30、46、83、95項に係る主務省令は未公布	事後	
令和5年1月25日	II－1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月25日	I-1-②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①資格記録管理業務 申請書や届出書に関する確認を行うとともに、住民基本台帳及び申請・届出内容に基づき資格にかかる記録管理を行う。 ②保険料納付記録管理業務 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会を行い、あわせて保険料にかかる賦課及び特別徴収・納付にかかる記録管理を行う。 ③受給者・給付実績管理業務 介護保険にかかる給付の支給や自己負担額の決定、他の法令による給付サービスとの調整を行い、あわせて実績管理を行う。 ④保険者事務共同管理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ⑤窓口及び郵送、サービス検索・電子申請機能による申請及び届出等の受領 ⑥郵送やマイナポータルのお知らせ機能による通知	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①資格記録管理業務 申請書や届出書に関する確認を行うとともに、住民基本台帳及び申請・届出内容に基づき資格にかかる記録管理を行う。 ②保険料納付記録管理業務 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会を行い、あわせて保険料にかかる賦課及び特別徴収・納付にかかる記録管理を行う。 ③受給者・給付実績管理業務 介護保険にかかる給付の支給や自己負担額の決定、他の法令による給付サービスとの調整を行い、あわせて実績管理を行う。 ④保険者事務共同管理業務 高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険の給付情報に関する名寄せを行う。 また、高額障害福祉サービス等給付費支給の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と障害者総合支援の給付情報に関する名寄せを行う。 ⑤窓口及び郵送、サービス検索・電子申請機能による申請及び届出等の受領、サービス検索・電子申請機能で受領した申請データの申請管理システムを経由しての取り込み ⑥郵送やマイナポータルのお知らせ機能による通知	事後	
令和6年1月25日	I-1-③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 申請管理システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月10日	新様式への変更			事後	
令和6年12月10日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第68項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号)第50条	番号法第9条第1号 別表の第100項	事後	
令和6年12月10日	I－4－②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第93、94項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二の第1～4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、57、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1～4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条、第59条の2の3 ※別表第二の第30、46、83、95項に係る主務省令は未公布	(主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第131、132項 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、81、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161項	事後	